
「新版 調査士書式過去問マスター I (土地編)」

〔A－5－1〕 (S44－20) の訂正について

東京法経学院

本書は、平成23年12月上旬に発刊されましたが、発刊後、「A－5 土地の合筆の登記」の項の「A－5－1 (S44－20)」において、収録されている「答案用紙」,
「解説」及び「解答例」について、「地番」等に関して誤っている箇所があることが判明しました。その箇所を下線を引いて示しますので、お手数ですが、修正をお願いします。

受験生の皆様にご迷惑お掛けして誠に申し訳ありません。

●第16問 答案用紙（320頁）

登 記 申 請 書

登記の目的

添付書類

代理権限証書

平成22年8月20日申請 A法務局玉川出張所

申請人 玉川市玉川町24番地 秋野 は な
 玉川市玉川町38番地 秋野 一 郎
 玉川市玉川町24番地 秋野 幸 子

代理人 玉川市玉川町10番地 甲山 太 郎 ㊟
 連絡先の電話番号 ××-××××-××××

土地の表示	所 在	玉川市玉川町			
	不動産番号	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
		23番1	宅地	121.05	
		23番2	宅地	25.86	
		24番1	宅地	58.42	
		24番4	宅地	45.95	
		23番1	宅地	251.28	

土地家屋調査士 甲山 太 郎 職印

④ 登記原因及びその日付

土地の合筆は、登記官がその登記をすることによって効力を生ずるものであるから、登記原因は存しないが、登記記録の記録に倣って合筆の経緯を明らかにするものとされている（昭和40・3・30民三357号通達）。合筆する23番2，24番1，24番4の各地については、「23番1に合筆」と記載し、合筆後の23番1の土地については、「③23番2，24番1，24番4を合筆」と記載する（準則95条参照）。

合筆後の23番1の土地の表示においても、地目を記載するのが適当である（前掲通達）。

登 記 申 請 書

登記の目的 土地合筆登記

添付書類 登記識別情報 印鑑証明書
代理権限証書

平成22年8月20日申請 A法務局玉川出張所

申請人 玉川市玉川町24番地 秋野 はな
玉川市玉川町38番地 秋野 一郎
玉川市玉川町24番地 秋野 幸子

代理人 玉川市玉川町10番地 甲山 太郎 ㊞
連絡先の電話番号 ××-××××-××××

登録免許税 金1,000円

土地の表示	所在	玉川市玉川町			
	不動産番号	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
		<u>23番1</u>	宅地	121.05	
		<u>23番2</u>	宅地	25.86	23番1に合筆
		24番1	宅地	58.42	23番1に合筆
		24番4	宅地	45.95	23番1に合筆
		<u>23番1</u>	宅地	251.28	③23番2, 24番1, 24番4を合筆

土地家屋調査士 甲山 太郎 職印

(注) 太字部分が解答事項である。